

議第63号

こども本の森京都条例の制定について

こども本の森京都条例を次のように制定する。

令和8年5月18日提出

京都市長 松井孝治

こども本の森京都条例

(設置)

第1条 子どもの豊かな感性と創造力を育むため、子どもが安心して過ごすことができる環境において、子どもを対象とする良質で多様な図書を一般の利用に供するとともに、子どもに対する文化芸術の鑑賞及び体験の機会の提供等を行うための施設を次のように設置する。

名 称 こども本の森京都

位 置 京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町553番地

(事業)

第2条 こども本の森京都（以下「本の森」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) 子どもを対象とする図書を一般の利用に供する事業
- (2) 子どもに対する文化芸術の鑑賞及び体験の機会の提供
- (3) 子どもを中心とする利用者相互の間の交流の促進
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 本の森の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務

- (2) 本の森の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第4条 本の森の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開館時間 午前9時30分から午後5時まで

休館日 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本の森の利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1文化・スポーツ関連施設の項中「交流促進・まちづくりプラザ」の右に「、こども本の森京都」を加える。

提案理由

こども本の森京都を設置する必要があるので提案する。